

第1条 競技会の名称

2015年 JAF 関東ダートトライアル選手権第5戦
JMRC 関東ダートトライアルシリーズ
<JMRC 全国オールスター選抜戦>
2015 はと車ダートトライアル

第2条 競技種目及び格式

ダートトライアル
JAF 公認：準国内競技 組織許可番号：2015年1707号

第3条 開催日程

2015年6月7日(日) 1日間

第4条 競技会開催場所

モーターランド野沢
長野県下高井郡野沢温泉村大字七ヶ巻 735番地

第5条 オーガナイザー

ラリーチームはと車 (RT-はと車)
代表 齊藤 賢市
長野県下高井郡野沢温泉村前坂 8101
ラリーチーム水芭蕉 (水芭蕉)
代表 村山 健一

第6条 組織委員

組織委員長 宮崎 克巳
組織委員 内川 清友 山岸 佑也

第7条 競技会審査委員会

審査委員長 宮入 忠 (ROAD-KNIGHT)
審査委員 米持 正徳

第8条 競技委員

競技長 齊藤 賢市
副競技長 内川 清友
コース委員長 宮崎 秀樹
計時委員長 宮崎 克巳
技術委員長 田中 剛
救急委員長 大池 明
事務局長 宮崎 秀樹

第9条 参加車両及びクラス区分

2015年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に従った車両とする。クラス区分は2015年JAF関東ダートトライアル選手権クラス区分に従う。
(クラス区分は下記の表の通り)

N1500&PN1	気筒容積 1500cc 以下の 2 輪駆動の N 車両で排ガス規制平成 12 年規制以降の適合車両、気筒容積 1600cc 以下の 2 輪駆動の P N 車両およびすべての A E 車両。
PN2	気筒容積 1600cc を超える 2 輪駆動の P N 車両のうち、FIA/JAF 公認発行年または JAF 登録年が 2012 年 1 月 1 日以降の車両。
N1	2 輪駆動の N 車両および気筒容積 1600cc 以下の 4 輪駆動の N 車両。
N2	気筒容積 1600cc を超える 4 輪駆動の N 車両
S1	2 輪駆動の S 車両 (SA・SC)
S2	4 輪駆動の S 車両 (SA・SC)
D	排気量及び駆動方式による区分無し D 車両

※過給機付き車両の排気量は、全クラスともに 1.7 倍換算とする

※SC 車両、D 車両について、エキゾーストマニホールド、パイプ、マフラーについて自由であるが、触媒装置を装着しなければならない。

第10条 参加者及び競技運転者(ドライバー)

- 参加者は、有効な JAF 発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効な JAF 発給の競技運転者許可証の所持者でなければならない。
- 満 20 才未満の競技運転者は、参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第11条 参加制限

- 同一選手は、1 クラスのみの参加が許される。
- 同一車両での重複参加(Wエントリー)は 2 名までとする。
- 参加台数は 150 台を超えない事とする。
- 前年度の全日本シードドライバーで、各部門各クラスの上位 1 名に認定された者の参加はできない。

第12条 参加申込及び参加料

- 参加申込方法 所定の参加申込書及び車両申告書に必要事項を記入、署名、捺印のうえ、参加料と共に現金書留にて郵送するか、下記口座に参加料を振込、参加申込書及び車両申告書を郵送すること。
- 参加料 1 エントリー15,000円
- 受付期間 2015年5月11日～5月29日(必着)
〒389-2502 野沢温泉郵便局留め
ラリーチームはと車 大会事務局
Tel 080-5142-6623 Fax 0269-85-3330
- 参加申込先 北信州みゆき農協北部支所
普通 6163629
口座名義 ラリーチームはと車宮崎秀樹
ラリーチームハトガ'ルミヤザ'キヒナキ
- 参加受理 参加受理書をもって通知する。
- 参加申込締め切り後の参加料は返却しない。それ以前の場合、手数料 2,000 円を差し引き返却する。

第13条 タイムスケジュール

ゲートオープン 6:00a.m.
参加確認受付 6:10a.m.～7:00a.m.
出走前車検 6:20a.m.～7:20a.m.
ウォーミングアップ走行 6:30a.m.～7:40a.m.
ドライバ'プリーフィング' 7:50a.m.～8:00a.m.
慣熟歩行 8:00a.m.～8:50a.m.
第1ヒート開始 9:00a.m.～
慣熟歩行 第1ヒート終了後約40分間
第2ヒート開始 慣熟歩行終了約10分後
表彰式 第2ヒート終了30分後(予定)
※タイムスケジュールは天候により時間、内容の変更をする場合がある。

第14条 車両検査

2015年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第10条に従う。

第15条 車両変更

2015年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第25条に従う。

第16条 車番(ゼッケン)

- 参加車両は、競技開催中はオーガナイザーの指定車番を競技車両の両側面に貼付しなければならない。
- 車番は第17条(3)を除きスタート順を示すものとする。
- 競技中に許可なくゼッケンを外す事は認められない。
- 雨天時などの場合、スタート時に車番が読み取れるように対策を施す事。

第17条 スタート

- スタート方法は、ランニングスタートとする。
- スタート順はクラスごとゼッケン順とする。これに従わない場合、当該ヒートの出走権利を失うものとする。
- スタート係員の指示がある場合、ゼッケン及びクラスに関係なくスタートさせる場合がある。(再スタート等)

第18条 コース

- 全クラス同一のコース設定で行うが、悪コンディションの場合はこの限りでは無い。
- 競技コースは競技会当日の発表を最終とする。
- 天候により競技会途中で散水する場合がある。この場合は降雨として扱う。

第19条 計時

- 計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時に開始し、最終コントロールラインを横切った時に終了する。
- 計測は1/1000秒までとする。
- 計時は自動計測器と手動計測器(2個以上)を使用し、自動計測器の計測結果を成績とする。手動計測器は、万が一に自動計測器の故障等が発生した場合に限りその計測結果を成績とするが、その場合は、その平均タイムを成績とする。

第20条 信号合図

2015年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第19条に従う。

第21条 順位の決定

2015年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

第22条 失格

- 参加者及び競技者は、競技中に飲酒をした場合いかなる事情があっても失格とする。(酒酔い状態、程度は問わない。)
- 大会役員及び競技役員の重要な指示に従わなかった場合及び車検拒否等、競技進行を妨げた場合は失格とする。

第23条 ペナルティ

- スタート合図後速やかにスタートしない場合、及び反則スタートの場合、走行タイムに5秒を加算する。
- ミスコース及び、走行中他者(オフィシャルを含む)から援助を得た場合、当該ヒートの走行を無効とする。
- 信号合図を無視した場合は当該ヒートを無効とする場合がある。
- コース上の指定されたマーカーの移動、転倒、脱輪が判定された場合一ヶ所について5秒を走行タイムに加算する。

第24条 抗議

2015年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第25条に従う。

第25条 抗議の制限時間

2015年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則

第26条に従う。

第26条 損害の補償

- (1) ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、及び車輛等参加者および競技運転者は、参加車輛及び付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
- (2) 参加者および競技運転者、並びにヘルパー、ゲストはJAFおよびオーガナイザーの各役員が、一切の損害補償に対する責任を免除されていることを了承していなければならない。即ち、大会役員がその役務に最善を尽くすことは当然であるが、もしも、役務遂行等によって起きた損害であったとしても参加者および競技運転者、並びにヘルパーの損害に対しては、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第27条 競技会の延期、中止、短縮

2015年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第31条に従う。

第28条 遵守事項

2015年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第33条に従う。

第29条 賞典

各クラスの1位から6位の者を表彰対象者とする。

- 1位~3位 JAFメダル、主催者賞、副賞
- 4位~6位 主催者賞、副賞

ただし、表彰対象者数は各クラス参加台数の2分の1を越えないものとする。

第30条 車両の搬入

- (1) 積載車は競技車と同じパドックに搬入することができない。(積載車駐車場はCパドックとする)
- (2) A・Bパドックは競技車両のみとする。
(大会運営上必要車両については除く)

第31条 受付、車検の遅刻

受付、車検の制限時間に遅刻した場合は、原則として出走できない。止むを得ず遅刻した事が認められた場合、再開手数料3,000円を支払わなくてはならない。大会運営上に支障をきたす時間であれば出走はできない。

第32条 本規則の解釈および違反

- (1) 本特別規則及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合、競技会審査委員会の決定を最終とする。
- (2) 本特別規則の違反に対する罰則は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第33条 本規則の施行および記載されていない事項

- (1) 本特別規則は、本競技に適用されるが、参加申込の受付開始と同時に有効になる。
- (2) 本特別規則に記載されていない事項に関してはJAF国内競技規則に準拠する。
- (3) 本特別規則書の発行後に生じた重要事項に関しては、公式通知を発行し補足するものとする。

第34条 権限の委譲

競技大会においては、一部の競技役員は競技長及び技術、コース、計時の各委員長の役務と権限の委譲を受けることができる。

2015はと車ダートトライアル組織委員会



JAF 公認：準国内競技 組織許可番号：2015年1707号

2015年JAF関東ダートトライアル選手権第5戦
JMRC 関東ダートトライアルシリーズ
＜JMRC 全国オールスター選抜戦＞

2015はと車ダートトライアル

特別規則書

■開催日 2015年6月7日(日)

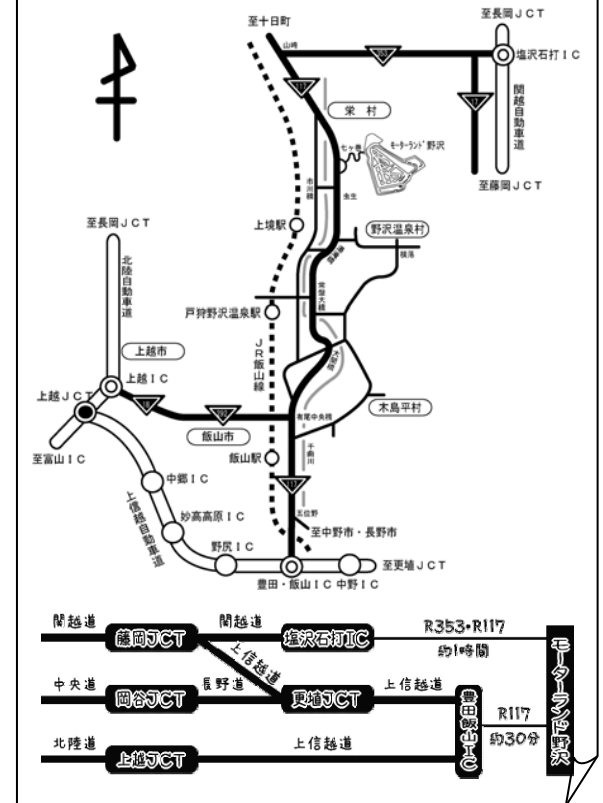
■開催場所 モーターランド野沢

■オーガナイザー ラリーチームはと車
ラリーチーム水芭蕉

公 示

本競技は、一般社団法人日本自動車連盟 (JAF) 公認のもとに国際自動車連盟 (FIA) の国際モータースポーツ競技規則に準拠した、JAF 国内競技規則およびその同付則、2015年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定及び統一規則、スピード行車開催規定及び本競技会特別規則書により公認準国内競技として開催される。

モーターランド野沢アクセス



モーターランド野沢

